

A/HRC/RES/24/2 (仮訳)

2013年10月8日

人権理事会

第24会期

議題3

すべての人権、開発の権利を含む市民的、政治的、経済的、社会的および文化的権利の伸長と保護

人権理事会において採択された決議

24/2 地方政府と人権

人権理事会は、

2007年6月18日の人権理事会決議5/1および2011年3月25日の決議16/21並びに2007年9月27日の理事会決定6/102を想起し、

国連総会が2006年3月15日の決議60/251において述べた人権理事会の任務も想起し、理事会決議5/1の附属文書の第75から第78段落に記述された諮問委員会の機能に従い、人権理事会にその検討と承認のために提出された、地方政府と人権に関する研究案を含む2012年8月10日の諮問委員会の活動9/1¹に留意し、

人権および基本的自由はすべての人の生まれながらにして持つ権利であり、その保護と伸長は政府の一義的責任であることを念頭におき、

人権の伸長と保護における地方政府の役割を、その点において中央政府の一義的責任を一切損なうことなく、認め、

地方政府が各国においてそれぞれの憲法および法制度に従って異なる形態や機能を持つことも認め、

地方レベルにおける人権の伸長のための関連する国際的および地域的取組に留意して、

1. 人権理事会諮問委員会に、既存の資源の範囲内で、地方行政および公共サービスにおける人権の主流化（メインストリーミング）を含む、人権の伸長・保護における地方

¹ A/HRC/AC/9/6 を参照。

政府の役割に関する研究に基づく報告を、ベスト・プラクティスや主な課題をまとめることを目指して作成し、要請した研究に基づく報告に関する経過報告を人権理事会の検討のために第 27 会期に提出するよう要請する。

2. また、諮問委員会に上記の研究に基づく報告を作成するために、加盟国、関連する国際および地域組織、国連人権高等弁務官事務所および関連する特別手続、並びに国内人権機関および非政府組織の意見やインプットを求めるよう要請する。

3. 諮問委員会に、上記の研究に基づく報告書を作成する際、人権条約機関の出した勧告、普遍的定期的審査で出された勧告や特別手続による勧告、並びに関連する国連機関や基金、計画がそれぞれの任務の範囲で行ったこの問題に関する取組を適宜考慮するよう促す。

第 34 会合

2013 年 9 月 26 日

(無投票で採択)